

入札告示

札幌市告示第 4202 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 5 年 9 月 27 日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

〒005-0031 札幌市南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号

札幌市南区土木部維持管理課事務係 電話 011-581-3811

2 入札に付する事項

(1) 借受の名称および数量 南区土木センター電話設備借受 一式

(2) 借受物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 借受期間 令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減または減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入期限 令和 5 年 11 月 30 日

(5) 納入場所 南区土木センター 札幌市南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する月額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4~7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品貯蔵業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 仕様書に示す適合品以外の同等品で入札する場合は、担当課において確認した同等・規格確認書を提出できること。

(7) 必要に応じて、メーカーが発行する出荷引受書または品質保証書を提出できること。

(8) 札幌市のほか、国や地方自治体と電話交換機および電話機借受契約の 5 年以上の履行実績を有すること。

(9) 本告示に示した借受物品の調達が十分に可能な者であること。

(10) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭

和 32 年法律第 185 号) 又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(8)に掲げる要件については、当該組合および組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)に係る契約実績とすることができる。

4 入札参加条件

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類(上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類)を下記期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出先

上記 1 に同じ。

(2) 提出期限

令和 5 年 10 月 13 日(金) 14 時 00 分

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。また、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

(URL : <http://www.city.sapporo.jp/minami/keiyakujoho/20170314-2.html>)

(2) 入札書の提出方法

上記 1 に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和 5 年 10 月 13 日(金) 14 時 00 分(送付の場合は必着のこと)

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和 5 年 10 月 16 日(月) 10 時 30 分

場所 南区土木センター 会議室(札幌市南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号)

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の一年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。